すこやか健保

2022 April 4 vol.881

★ Special issue

# 健康保険法制定100周年の年に 国民皆保険の意義を考える

国民皆保険制度――。これはわが国の住民が何らかの公的医療保険に加入する制度です。同制度は国民健康保険が全国で整備された1961年から始まり昨年60周年を迎えました。これにより誰もがいつでもどこでも1～3割の自己負担で保険医療機関を受診することができます。当たり前のように思えるかもしれませんが、実は世界でも類をみない画期的な仕組みなのです。同制度が戦後、国民の健康状態の向上に大きく寄与し、短期間で平均寿命を世界のトップレベルに押し上げたといっても過言ではありません。

公的医療保険は、サラリーマンや公務員等が加入する被用者保険（健保組合、協会けんぽ、共済組合等）、自営業者や年金受給者等が加入する国民健康保険の2つに大別され、それとは別に75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度があります。このうち、健保組合、協会けんぽの設立や事業等に関する根拠法が健康保険法です。制定されてから今年で100周年を迎えます。

健康保険法は1922（大正11）年4月22日に公布された古い法律です。同法により設立された健保組合は労使協調の下、その業務は単に医療費の支払いのみでなく、ウオーキング大会や健康教室の開催、健康診断や人間ドックの実施等加入者の健康の維持・増進を図るための事業を行うことで、わが国における健康長寿社会の形成に大きな役割を果たしてきました。

100年の間、特にこの数十年は少子高齢化が急速に進み、バブル崩壊後の長引く経済停滞など大きく社会・経済の環境が様変わりしました。その結果、増大し続ける高齢者の医療費を支援する現役世代の負担が急増し限界に達しようとしています。

この状況が今、国民皆保険制度の足元を危うくしています。制度の根幹を維持しつつも現状に沿った思い切った改革を早急に行う必要があります。一度崩壊してしまった制度を再構築するのは至難の業です。この100周年の年に国民皆保険の意義を改めて考えてみてはどうでしょう。

## 知っておきたい！ 健保のコト VOL.36

### 不妊治療が保険適用に

不妊治療の保険適用が今月から実施されます。わが国の少子化は深刻な状況にあり、1949年の出生数270万人を頂点に減少を続け、2020年には84万人まで落ち込む一方、子どもを持ちたいと願いつつもかなわず、不妊治療に高額な費用がかかる現状も問題視されていました。

政府は、不妊治療について適応症と効果が明らかな治療については広く保険適用の対象とするため検討を行うとともに、保険適用までの間、特に一昨年の1月から今年の3月までは特定治療支援事業の助成金を拡充して不妊治療に対応してきました。また、前年度から今年度の移行期の治療計画に支障がないよう年度をまたぐ1回の治療について、経過措置として助成金の対象としています。

新たに適用となるのは、一般不妊治療（タイミング法、人工授精）や生殖補助医療（体外受精、顕微授精、男性不妊の手術）で、生殖補助医療の年齢・回数の要件は、これまでの特定治療支援事業の取り扱いや生殖医療ガイドラインの記載を踏まえて定められました。年齢については女性の治療開始時点で43歳未満の方が対象となります。回数については、治療開始時点で40歳未満の方は1子につき6回まで、40歳以上43歳未満の方は3回までとなりました。

なお、今回の保険適用は全ての不妊治療が対象となったわけではありません。国が認めた一部の保険対象外の治療については先進医療（患者自己負担）として受けられる方向となっています。詳しくは医療機関などにお問い合わせください。

健康保険組合連合会 〒107-8558 東京都港区南青山1-24-4 電話（03）3403-0939 2022年4月1日発行 https://www.kenporen.com/